



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年10月1日金曜日 第2206号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則.....	739
愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	741
愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則及び愛媛県農業改良資金貸付規則を廃止する規則.....	742

### 告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	743
公共測量の終了の通知.....	743
県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額の一部改正.....	743
製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	744
道路の供用開始（県道広田双海線）.....	746
開発行為に関する工事の完了（3件）.....	746
道路の区域変更（一般国道197号）.....	747
道路の供用開始（ " " ）.....	747

### 訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....	747
愛媛県原子力センター処務規程.....	750
愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....	751
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	753
愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....	754

### 公 告

技能検定の合格者.....	755
捺染機（イックジェット方式）の購入.....	763
平成23年度から平成25年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....	764

### 人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....	766
-------------------------------------	-----

### 人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正.....	767
---	-----

### 正 誤

平成22年7月13日付け第2183号愛媛県告示第808号（保安林予定森林を変更する旨の通知）中.....	768
--	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第38号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第10号様式（第1条関係）</b></p> <p>1（通知書兼不足税額等納額告知書）県民税（法人分）、事業税（法人分）、地方法人特別税に係る分</p> <p style="text-align: center;">（表） 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">省略</div> <p>備考</p> <p style="text-align: center;">1 省略</p>	<p><b>第10号様式（第1条関係）</b></p> <p>1（通知書兼不足税額等納額告知書）県民税（法人等分）、事業税（法人分）、地方法人特別税に係る分</p> <p style="text-align: center;">（表） 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">省略</div> <p>備考1 「<u>          </u>年 <u>          </u>月 <u>          </u>日から <u>          </u>年 <u>          </u>月 <u>          </u>日まで の事業年度分（連結事業年度分）」とあるのは、清算所得分にあつては、「清算所得分」と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">2 省略</p>

<u>2</u> 省略	<u>3</u> 省略
<u>3</u> 省略	<u>4</u> 省略
<u>4</u> 省略	<u>5</u> 省略
2～7 省略	2～7 省略

(愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則(平成19年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) <b>第6条</b> 条例第6条に規定する知事が条例の規定を適用することが 適当でないとする法人又は個人は、次の各号のいずれかに該当 する法人又は個人とする。 (1)～(6) 省略 (7) 法人税法(昭和40年法律第34号)第70条、第81条の16又は第 <u>135条</u> の規定の適用を受けた日から3年を経過していない 法人 (8)～(10) 省略	(適用除外) <b>第6条</b> 条例第6条に規定する知事が条例の規定を適用することが 適当でないとする法人又は個人は、次の各号のいずれかに該当 する法人又は個人とする。 (1)～(6) 省略 (7) 法人税法(昭和40年法律第34号)第70条、第81条の16又は第 <u>134条の2</u> の規定の適用を受けた日から3年を経過していない 法人 (8)～(10) 省略

(愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則(平成21年愛媛県規則第44号)の一部を次の  
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) <b>第6条</b> 条例第5条に規定する知事が条例の規定を適用することが 適当でないとする者は、次の各号のいずれかに該当する法人又 は個人とする。 (1)～(6) 省略 (7) 法人税法(昭和40年法律第34号)第70条、第81条の16又は第 <u>135条</u> の規定の適用を受けた日から 3年を経過していない法人 (8)・(9) 省略	(適用除外) <b>第6条</b> 条例第5条に規定する知事が条例の規定を適用することが 適当でないとする者は、次の各号のいずれかに該当する法人又 は個人とする。 (1)～(6) 省略 (7) 法人税法(昭和40年法律第34号)第70条、第81条の16又は第 <u>134条の2第1項若しくは第2項</u> の規定の適用を受けた日から 3年を経過していない法人 (8)・(9) 省略

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式1の規定は、愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税  
条例の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第32号。以下「改正条例」という。)による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25  
年愛媛県条例第21号)の規定の適用がある法人の県民税及び事業税並びに当該事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税に  
ついて更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書について適用し、改正条例による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例の  
規定の適用がある法人の県民税及び事業税並びに当該事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について更正し、又は決定  
した場合の通知書兼不足税額等納額告知書については、なお従前の例による。

(愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則第6条第7号の規定の適用につい  
ては、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「改正  
前の法人税法」という。)第134条の2の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人は、同号に該当する者とみなす。

(愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則第6条第7号の規定  
の適用については、改正前の法人税法第134条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人は、同号に該

当する者とみなす。

○愛媛県規則第39号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>（保健所）</p> <p><b>第27条</b> 保健所の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>（衛生環境研究所）</p> <p><b>第51条</b> 省略</p> <p>2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">省略</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> <p>3・4 省略</p> <p><b>第78条</b> 省略</p> <p>（原子力センター）</p> <p><b>第78条の2</b> <u>伊方原子力発電所の安全監視その他環境放射線及び環境放射能に関する業務を行うため、八幡浜市に、愛媛県原子力センター（以下「原子力センター」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 原子力センターの業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>伊方原子力発電所の安全監視に関すること。</u></p> <p>(2) <u>環境放射線及び環境放射能の調査研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 原子力センターに原子力安全課を置き、原子力安全課に放射線監視係及び放射能調査係を置く。</u></p> <p><u>4 原子力センターに次の職員を置く。</u></p> <p>(1) 所長</p> <p>(2) 課長</p> <p>(3) 係長</p> <p>(4) 担当係長</p> <p>(5) 技師</p> <p>(6) その他の職員</p> <p><u>5 原子力センターに、必要に応じ次の職員を置く。</u></p> <p>(1) 参事</p> <p>(2) 副参事</p> <p>(3) 専門員</p> <p>(4) 主任</p> <p><b>別表第2</b>（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">幹事課</td> <td style="width: 33%;">地方機関</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略			幹事課	地方機関		省略			<p>（保健所）</p> <p><b>第27条</b> 保健所の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 伊方原子力発電所の安全監視に関すること（八幡浜保健所に限る。）。</u></p> <p>(17) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>（衛生環境研究所）</p> <p><b>第51条</b> 省略</p> <p>2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">省略</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>環境調査課</td> <td></td> <td>放射能調査科</td> </tr> </table> <p>3・4 省略</p> <p><b>第78条</b> 省略</p> <p><b>別表第2</b>（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">幹事課</td> <td style="width: 33%;">地方機関</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略			環境調査課		放射能調査科	幹事課	地方機関		省略		
省略																						
幹事課	地方機関																					
省略																						
省略																						
環境調査課		放射能調査科																				
幹事課	地方機関																					
省略																						

県民生活課	消防学校、消費生活センター、原子力センター
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部		課	係
省略			
南予地方局	省略		
	健康福祉環境部	省略	
	八幡浜支局	省略	
		環境保全課	省略
省略			

別表第7（第27条関係）

保健所	課	係
省略		
八幡浜保健所	省略	
	環境保全課	省略
省略		

県民生活課	消防学校、消費生活センター
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部		課	係
省略			
南予地方局	省略		
	健康福祉環境部	省略	
	八幡浜支局	省略	
		環境保全課	省略
原子力安全室	原子力監視係		
	省略		

別表第7（第27条関係）

保健所	課	係
省略		
八幡浜保健所	省略	
	環境保全課	省略
原子力安全室	原子力監視係	
	省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第40号

愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則及び愛媛県農業改良資金貸付規則を廃止する規則を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則及び愛媛県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則（昭和45年愛媛県規則第19号）
- (2) 愛媛県農業改良資金貸付規則（昭和60年愛媛県規則第35号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則の廃止に伴う経過措置）

- 2 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けの事業に関する会計事務については、廃止前の愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則第2条、第9条及び様式第3号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第2条中「農業改良資金助成法施行令」とあるのは、「農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成22年政令第127号）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法施行令」とする。

（愛媛県農業改良資金貸付規則の廃止に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行前に廃止前の愛媛県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金及び融資機関（改正法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第3条第2項に規定する融資機関をいう。）に対する貸付金については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1105号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所において縦覧に供する。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大浜

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を準用河川長谷川左岸側官民境界線で結んだ線、標柱13号と標柱14号を結んだ線、標柱14号と標柱15号を準用河川長谷川左岸側官民境界線で結んだ線、標柱15号から標柱17号を順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱		
西条市	大浜	大平	6332番 4	1号		
			6339番 1	2号		
			6332番 6	3号		
			6332番 6	4号		
			6332番 5	5号		
			6332番 5	6号		
			6332番 5	7号		
			飯岡	山之神	2719番 1	8号
			飯岡	山之神	2719番 1	9号
			飯岡	山之神	2719番 1	10号
飯岡	山之神	2719番 2	11号			
		2717番19	12号			

大浜	砥石場	6328番	13号
大浜	砥石場	6324番	14号
大浜	砥石場	6277番 2	15号
大浜	大平	6332番 1	16号
大浜	大平下	6269番 3	17号

小浦

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を国道378号の山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	明浜町高山	甲2886番 1	1号
		甲2883番 1	2号
		乙1113番 1	3号
		甲2898番	4号
		甲2956番 1	5号
		甲2943番	6号
		甲3019番	7号
		乙1106番 6	8号

○愛媛県告示第1106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（都市計画地図作成）
- 2 作業期間 平成21年11月10日から平成22年8月31日まで
- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第1107号

県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額（平成20年3月愛媛県告示第513号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）				1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）			
名 称	位 置	駐車場使用料 （月額）	有 料 化 開始年度	名 称	位 置	駐車場使用料 （月額）	有 料 化 開始年度
省略				省略			
省略				省略			
近見西団地	省略			近見西団地	省略		
石井団地	松山市東石井四丁目	(1) 舗装され ている区画 139円	平成22年度				

		(2) 舗装され ていない区 画 106円	
鹿峰団地	松山市久保	52円	
牛淵団地	東温市牛淵	102円	
梅津寺団地	松山市新浜町	81円	
潮見団地	松山市吉藤四丁目	(1) 舗装され ている区画 144円 (2) 舗装され ていない区 画 112円	
森松団地	松山市森松町	(1) 舗装され ている区画 105円 (2) 舗装され ていない区 画 73円	
中須賀団地	松山市河野中須賀	47円	
吟松団地	松山市畑寺一丁目	144円	
久米団地	松山市北久米町	153円	
三町団地	松山市三町二丁目	159円	
2 ~ 4 省略			2 ~ 4 省略

○愛媛県告示第1108号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成23年度以後の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、平成22年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

平成23年度から平成25年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査についての改正後の要綱第2条第2項第3号及び第3条第2項第8号の規定の適用については、改正後の要綱第2条第2項第3号中「実施している」とあるのは「実施し、又は当該特別徴収の実施を誓約している」と、改正後の要綱第3条第2項第8号中「実施を証するスタンプ」とあるのは「実施又は実施の誓約を証するスタンプ」とする。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1) 県税全税目について未納がないこと。</p> <p>(2) 所得税又は法人税及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税について未納がないこと。</p> <p>(3) 個人の県民税及び市町村民税（給与所得に係るものに限る。以下「個人住民税」という。）の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあつては、当該特別徴収を実施し</p>	<p>(資格)</p> <p><b>第2条 省略</b></p>

ていること。

(資格審査の申請)

第3条 資格審査

を受けようとする者は、随時、競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)を知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、第3号から第5号までに掲げる書類を添付しないことができる。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 印鑑証明書

(5)~(7) 省略

(8) 県税(地方消費税を除く。)及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書(個人住民税の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあつては、当該特別徴収の実施を証するスタンプの押されたものに限る。)

(9) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書

(変更等の届出)

第6条 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 法人にあつては、代表者の職名及び氏名並びに代表者の印鑑

(4) 個人にあつては、その者の氏名及び印鑑

(5) 製造の請負等に係る競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑

(6) 省略

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第3条第2項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類を添付しなければならない。

様式第1号(第3条関係) 競争入札参加資格審査申請書

省略	
省略	
1~3 省略	
4 製造の請負等に係る競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑	
使用印鑑	

様式第2号(第3条関係) 営業経歴書

省略			
	商号又は名称	氏名(法人にあつては、代表者の職名及び氏名)	省略

(資格審査の申請)

第3条 前条の規定による審査(以下「資格審査」という。)を受けようとする者は、随時、競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)を知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、第3号から第5号までに掲げる書類を添付しないことができる。

(1)・(2) 省略

(3) 次に掲げる税目について未納がない旨の証明書

ア 県税全税目

イ 法人税(県外に主たる事務所又は事業所を有する法人に限る。)

ウ 消費税

(4) 省略

(5)~(7) 省略

(変更等の届出)

第6条 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 法人にあつては、代表者の職名及び氏名

(4) 個人にあつては、その者の氏名

(5) 省略

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第3条第2項第2号、第4号及び第6号に掲げる書類を添付しなければならない。

様式第1号(第3条関係) 競争入札参加資格審査申請書

省略	
省略	
1~3 省略	

様式第2号(第3条関係) 営業経歴書

省略			
	商号又は名称	氏名(法人にあつては、代表者の氏名)	省略

省略

注 省略

様式第4号(第4条関係) 競争入札参加資格審査結果通知書

省略

1~3 省略

4 変更事項

(1)・(2) 省略

(3) 法人にあっては、代表者の職名及び氏名並びに代表者の印鑑

(4) 個人にあっては、その者の氏名及び印鑑

(5) 製造の請負等に係る競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑

(6) 省略

省略

注 省略

様式第4号(第4条関係) 競争入札参加資格審査結果通知書

省略

1~3 省略

4 変更事項

(1)・(2) 省略

(3) 法人にあっては、代表者の職名及び氏名 \_\_\_\_\_

(4) 個人にあっては、その者の氏名 \_\_\_\_\_

(5) 省略

○愛媛県告示第1109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広田双海線	伊予市双海町上灘字日ノ地山丁78番4から 同字丁62番まで	平成22年10月2日

○愛媛県告示第1110号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年10月1日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建(開)第30号 平成22年9月22日	伊予郡松前町大字出作字小松原515番1	松山市高山町3番8号 松山ホームジャパン有限会社

○愛媛県告示第1111号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年10月1日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建(開)第31号 平成22年9月22日	伊予市上三谷字下八ザ甲988番6及び甲988番7	伊予郡松前町大字筒井518番地 エルフォートC棟201号 水口浩太

○愛媛県告示第1112号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年10月1日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三



検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建(開)第32号 平成22年9月22日	東温市樋口甲735番4	東温市樋口1381番地1 大本修二

○愛媛県告示第1113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	197号	大洲市平野町野田乙819番1地先から 同町野田乙779番1地先まで	旧	メートル 65.0~73.0	キロメートル 0.092	
			新	71.0~92.0	0.092	

○愛媛県告示第1114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市平野町野田乙819番1地先から 同町野田乙779番1地先まで	平成22年10月1日

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。 企画課 省略 検査室(西条保健所及び宇和島保健所に限る。) 省略 健康増進課 省略 生活衛生課 省略 環境保全課	(分掌事務) 第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。 企画課 省略 検査室(西条保健所及び宇和島保健所に限る。) 省略 健康増進課 省略 生活衛生課 省略 環境保全課

(1)～(6) 省略

2 省略

(代決)

第7条 保健所においては、次に掲げる者が代決する。

(1) 省略

(2) 所長及び企画課長が不在のときは、主務課長 \_\_\_\_\_

別表(第4条、第6条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

(1)～(6) 省略

(7) 伊方原子力発電所の安全監視に関すること(八幡浜保健所に限る。)。

2 省略

(代決)

第7条 保健所においては、次に掲げる者が代決する。

(1) 省略

(2) 所長及び企画課長が不在のときは、主務課長(原子力安全室にあつては、室長)

別表(第4条、第6条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			所 長	室 長
原 子 力 安 全 室	1 伊方原 子力発電 所の安全 監視に関 する事務	1 伊方原子力発電所に係る環境放射線の監視等の実施及び報告等に関すること。		—
		2 伊方原子力発電所への立入調査に関すること。	—	

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 課並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務調整課 省略</p> <p>衛生研究課 省略</p> <p>環境研究課 省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 課並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務調整課 省略</p> <p>衛生研究課 省略</p> <p>環境研究課 省略</p> <p>環境調査課</p> <p>放射能調査科</p> <p>(1) <u>原子力発電に係る放射能の環境に及ぼす影響の調査研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>原子力発電に係る放射能の測定方法の試験研究に関すること。</u></p>

(愛媛県職員被服等貸与規程の一部改正)

第3条 愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別表第2(第2条、第5条関係)</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 原子力センターに</td> <td>白衣</td> <td>2</td> <td>年間</td> <td>1年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1～10 省略						11 原子力センターに	白衣	2	年間	1年		<p>別表第2(第2条、第5条関係)</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1～10 省略											
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																
1～10 省略																																					
11 原子力センターに	白衣	2	年間	1年																																	
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																
1～10 省略																																					

勤務する職員のうち、伊方原子力発電所の安全監視業務又は環境放射線及び環境放射能の調査研究業務に従事するもの

作業服	2	年間	2年
作業服(夏)	2	夏期	2年
防寒服	1	冬期	3年
雨がつば	1	年間	2年
ヘルメット	1	年間	3年
ゴム長靴	1	年間	2年
安全靴	1	年間	3年

12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				
45	省略				
46	省略				
47	省略				

11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				
45	省略				
46	省略				

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県訓令第16号

県民環境部  
南予地方局  
原子力センター

愛媛県原子力センター処務規程を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

## 愛媛県原子力センター処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、原子力センター(以下「センター」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 参事は、知事の命を受け、特に重要な事務を処理する。

2 所長は、知事の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。

4 課長は、所長の命を受け、課の事務を掌理する。

5 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。

6 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。

7 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

8 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

9 技師及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

(専決事項)

第3条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) センターの業務に関し職名又はセンター名で文書を施行すること。

(2) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。))に対する決定に係る不服申立て(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立てに関するものを除く。)

(5) 所属職員の出張に関すること。

(6) 所属職員の休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関すること。

(7) 所属職員の事務分掌に関すること。

(8) 伊方原子力発電所周辺の環境放射線及び環境放射能の監視の実施及び報告等に関すること。

(9) 伊方原子力発電所への立入調査に関すること。

(10) 環境放射線及び環境放射能の調査研究の実施及び報告等に関すること。

(11) その他輕易又は常例に属する事務の執行に関すること。

(代決)

第4条 所長が不在のときは、課長が代決する。

2 前項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(細則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、センターの処務に関し必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

(他の規程の準用)

第6条 この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、センターの処務については、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の例による。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者	
			部 長	局 長	課 長				部 長	局 長	課 長
農 業 経 済 課	1 ~ 5 省略					農 業 経 済 課	1 ~ 5 省略				
							6 農業改良資金助成法の施行に関する事務	1 事務委託契約(第13条)			—
	6 省略						7 省略				
	7 省略						8 省略				
	8 省略						9 省略				
	9 省略						10 省略				
	10 省略						11 省略				
	11 省略						12 省略				
	12 省略						13 省略				
	13 省略						14 省略				
14 省略					15 省略						

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第4(第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					別表第4(第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項				
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			局 長	専 決 者				局 長	専 決 者
			部 長	課 長				部 長	課 長
産 業 振 興	1 ~ 4 省略				産 業 振 興	1 ~ 4 省略			
	5 農業金	1 省略				5 農業金	1 省略		
		2 農業改良資金に関すること。					2 農業改良資金に関すること。		

課	融に 関す る事 務	(1) 貸付資格の認定（ <u>農業改良資金 融通法第6条第1項</u> _____）			
		(2) 一時償還請求の決定（ <u>農業経営 に関する金融上の措置の改善のため の農業改良資金助成法等の一部 を改正する法律（平成22年法律第 23号。以下この項において「改正 法」という。）附則第2条第1 項、第2項</u> ）			
		(3) 支払猶予の決定（ <u>改正法附則第 2条第1項、第2項</u> ）			
		3～6 省略			
		6～20 省略			
備考 省略					
課	融に 関す る事 務	(1) 貸付資格の認定（ <u>農業改良資金 助成法（以下この項において 「法」という。）第7条第1項</u> ）			
		(2) 一時償還請求の決定（ <u>法第9条</u> _____ _____ _____ _____）			
		(3) 支払猶予の決定（ <u>法第10条</u> _____）			
		(4) 貸付けの決定（ <u>愛媛県農業改良 資金貸付規則第8条</u> ）			
		3～6 省略			
備考 省略					

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長の専決事項）</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の3 省略</p> <p>(5) <u>農業改良資金融通法第6条第1項の規定に基づく貸付資格の認定に関すること。</u></p> <p>(6) <u>農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「農業改良資金助成法改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金助成法改正法の施行前に貸し付けられた農業改良資金に係る農業改良資金助成法改正法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（以下「旧農業改良資金助成法」という。）第9条の規定に基づく一時償還請求の決定に関すること。</u></p> <p>(6)の2 <u>農業改良資金助成法改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金助成法改正法の施行前に貸し付けられた農業改良資金に係る旧農業改良資金助成法第10条の規定に基づく支払猶予の決定に関すること。</u></p> <p>(6)の3 <u>農業改良資金助成法改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金助成法改正法の施行前に貸し付けられた融資機関に対する貸付金に係る旧農業改良資金助成法第17条において準用する旧農業改良資金助成法第9条の規定に基づく一時償還請求の決定に関すること。</u></p> <p>(6)の4 <u>農業改良資金助成法改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金助成法改正法の施行前に貸し付けられた融資機関に対する貸付金に係る旧農</u></p>	<p>（地方局長の専決事項）</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の3 省略</p> <p>(5) <u>農業改良資金助成法第7条第1項の規定に基づく貸付資格の認定に関すること。</u></p> <p>(6) <u>農業改良資金助成法第9条の規定に基づく農業改良資金の</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____一時償還請求の決定に関すること。</p> <p>(6)の2 <u>農業改良資金助成法第10条の規定に基づく農業改良資金の</u> _____ _____ _____ _____支払猶予の決定に関すること。</p> <p>(6)の3 <u>愛媛県農業改良資金貸付規則第8条の規定に基づく農業改良資金の貸付けの決定に関すること。</u></p>

業改良資金助成法第17条において準用する旧農業改良資金助成法第10条の規定に基づく支払猶予の決定に関すること。

(6)の5 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第7条第1項の規定に基づく融資機関に対する融資状況の調査及び報告書等の徴収等に関すること。

(6)の6 省略

(6)の7 省略

(6)の8 省略

(6)の9 省略

(6)の10 省略

(7)～(52) 省略

6～9 省略

(6)の4 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法第7条第1項の規定に基づく融資機関に対する融資状況の調査及び報告書等の徴収等に関すること。

(6)の5 省略

(6)の6 省略

(6)の7 省略

(6)の8 省略

(6)の9 省略

(7)～(52) 省略

6～9 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者	
				部 長	局 長					課 長	部 長
林 業 政 策 課	1～14 省略	1 県方針の策定及び変更 (第8条第1項、第3項)	—			林 業 政 策 課	1～14 省略				
		2 木材製造高度化計画に 関すること。									
		(1) 農林水産大臣の認定及 び変更の認定の協議に対 する同意(第10条第4 項、第11条第4項)									
		(2) 農林水産大臣の認定及 び変更の認定についての 森林審議会及び関係市町 長の意見聴取(第10条第 5項、第11条第4項)									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第19号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第9(第4条関係) 知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項					別表第9(第4条関係) 知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項				
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			知 事	専決者 出 納 局 長				知 事	専決者 出 納 局 長
出 納 局	1~4 省略				出 納 局	1~4 省略			
	5 製造 の請負 等に係 る競争 入札参 加資格 審査に 関する 事務	1 製造の請負等に係る競争入 札の参加者の資格の認定(製 造の請負等に係る競争入札の 参加者の資格及び資格審査に 関する要綱(平成8年2月愛 媛県告示第192号)第2条第1 項、第4条)				5 製造 の請負 等に係 る競争 入札参 加資格 審査に 関する 事務	1 製造の請負等に係る競争入 札の参加者の資格の認定(製 造の請負等に係る競争入札の 参加者の資格及び資格審査に 関する要綱(平成8年2月愛 媛県告示第192号)第2条 __、第4条)		
		2 省略					2 省略		
6 省略					6 省略				

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項					別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項				
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			局 長	専決者 部 長 課 長				局 長	専決者 部 長 課 長
総 務	1~7 省略				総 務	1~7 省略			



県 民 課	8 製造 の請負 等に係 る競争 入札参 加資格 審査に 関する 事務	1 製造の請負等に係る競争入 札の参加者の資格の認定（製 造の請負等に係る競争入札の 参加者の資格及び資格審査に 関する要綱（平成8年2月愛 媛県告示第192号）第2条第1 項、第4条）				県 民 課	8 製造 の請負 等に係 る競争 入札参 加資格 審査に 関する 事務	1 製造の請負等に係る競争入 札の参加者の資格の認定（製 造の請負等に係る競争入札の 参加者の資格及び資格審査に 関する要綱（平成8年2月愛 媛県告示第192号）第2条 __、第4条）			
		2 省略						2 省略			
	9～44 省略						9～44 省略				
備考 省略						備考 省略					

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長の専決事項）</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p>(1)の3 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第2条第1項の規定に基づく製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格の認定に関すること（東予地方局及び南予地方局の所管区域に主たる事務所を有する者に係るものに限る。）。</p> <p>(1)の4～(36) 省略</p> <p>3～9 省略</p>	<p>（地方局長の専決事項）</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p>(1)の3 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第2条__の規定に基づく製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格の認定に関すること（東予地方局及び南予地方局の所管区域に主たる事務所を有する者に係るものに限る。）。</p> <p>(1)の4～(36) 省略</p> <p>3～9 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成22年6月7日から平成22年9月12日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

造園（造園工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 8	A 甲 11	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16
C 1	C 5	C 9			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 2	A 甲 3 C 3	A 甲 5 C 4	A 甲 6 C 5	A 甲 8	A 甲 9

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9 A 甲 15 A 甲 21	A 甲 2 A 甲 10 A 甲 16	A 甲 3 A 甲 11 A 甲 17	A 甲 4 A 甲 12 A 甲 18	A 甲 5 A 甲 13 A 甲 19	A 甲 8 A 甲 14 A 甲 20

金属熱処理（一般熱処理作業）

2 級

受 検 番 号
C 1

金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

金属熱処理（高周波・炎熱処理作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 A 甲 10 A 甲 16 C 2	A 甲 4 A 甲 11 A 甲 17	A 甲 5 A 甲 12 A 甲 19	A 甲 6 A 甲 13 B 2	A 甲 7 A 甲 14 B 3	A 甲 8 A 甲 15 C 1

## 機械加工（数値制御旋盤作業）

## 1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 2	A 甲 2 C 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	B 1

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	A 甲 7	B 1

## 機械加工（数値制御フライス盤作業）

## 1 級

受 検 番 号
B 2

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 7	B 2	B 3

## 機械加工（平面研削盤作業）

## 1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	C 1

## 2 級

受 検 番 号
C 1

## 機械加工（円筒研削盤作業）

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	B 1

## 機械加工（マシニングセンタ作業）

## 1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	C 1	C 2

## 2 級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 6

## 放電加工（ワイヤ放電加工作業）

2級

受検番号
B 1

## 鉄工（製缶作業）

1級

受検番号
A甲 6

## 建築板金（内外装板金作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	C 1

2級

受検番号
C 1

## 建築板金（ダクト板金作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	B 1

## 仕上げ（治工具仕上げ作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 3	B 1

## 仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
B 5	B 7	B 8	C 3

2級

受検番号
A甲 2

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 1	A 甲 3 C 2	B 1	B 6	B 7	B 11

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 2 C 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	B 1

産業車両整備（産業車両整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 6	A 甲 2 B 9	A 甲 3	A 甲 7	B 1	B 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

建設機械整備（建設機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	B 1	B 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 1 C 4	A 甲 9 B 2 C 5	A 甲 10 B 3	A 甲 13 B 7	A 甲 15 C 1	A 甲 18 C 3

## 家具製作（家具手加工作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4	A甲 5	A甲 6

## 2級

受検番号
A甲 1

## 建具製作（木製建具手加工作業）

## 1級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

## プラスチック成形（インフレーション成形作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2 C 9	C 1	C 3	C 4	C 5	C 6

## 2級

受検番号
C 1

## 強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

## 1級

受検番号
D 1

## 陶磁器製造（絵付け作業）

## 2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

## とび（とび作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2 A甲 10	A甲 3 A甲 11	A甲 4 B 1	A甲 5	A甲 6	A甲 9

## 左官（左官作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1	C 2

畳製作（畳製作作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2
C 3	C 4	C 5			

防水施工（シーリング防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	B 1	C 1

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 4

2 級

受 検 番 号
C 1

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 6

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1 級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 6	C 1	C 2	C 3

表装（表具作業）

1級

受検番号
A甲 3

表装（壁装作業）

1級

受検番号
C 1

塗装（建築塗装作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 5	A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 11
A甲 12	A甲 14	A甲 17	A甲 20	A甲 21	A甲 22
A甲 24	A甲 25	A甲 26	A甲 27	A甲 28	A甲 30
B 2	C 1	C 2	C 3	C 7	C 8

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 7	A甲 9
B 1	C 1	C 2	C 3		

塗装（金属塗装作業）

1級

受検番号
C 1

2級

受検番号
C 1

写真（肖像写真銀塩作業）

1級

受検番号
B 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1級



受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	C 1	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
捺染機（イックジェット方式）の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
捺染機（イックジェット方式） 1 式
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書等による。
- (4) 納入期限  
平成23年3月18日
- (5) 納入場所  
愛媛県立今治高等技術専門学校  
（今治市桜井団地四丁目1番1）
- (6) 入札方法  
ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2156
- (2) 入札書の受領期間  
電子入札による場合は、平成22年11月17日（水）午前9時から同月18日（木）午後1時59分まで。  
紙入札による場合は、平成22年11月18日（木）午後1時59分まで。
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成22年11月18日（木）午後2時00分  
愛媛県庁舎 第2別館5階第5会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
提出期限：平成22年11月9日（火）午後5時00分
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) その他

## ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Textile printing machine (ink jet), 1 set

(2) Time limit of tender: 1:59 P.M., 18 November 2010

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

## ○公告

平成23年度から平成25年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 営業種別

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 機械器具類
- (3) 自動車・舟艇類
- (4) 印刷・製本類
- (5) 薬品類
- (6) 石油・燃料類
- (7) 工事材料類
- (8) 家具類
- (9) その他

## 2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

## 3 資格

- (1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たす者であって、同条第1項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められたものとする。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

## 4 申請の時期

平成22年11月1日（月）から12月3日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

## 5 申請書類の交付方法及び提出先

## (1) 交付方法

県ホームページの申請書等電子配布サービス（<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm>）によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれば交付する。

## (2) 提出先

別表のとおりとする。

## 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

## 7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

## 8 資格の効力

資格は、平成23年度から平成25年度までの製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

## 9 平成26年度から平成28年度までの資格審査

平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、平成25年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

## 10 問い合わせ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2156

## 別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790 - 8570 松山市一番町4 - 4 - 2 電話番号 089 - 912 - 2156	松山市、伊予市、東温市、久 万高原町、松前町、砥部町、 県外
東予地方局総務企画部総務県民課総務係 〒793 - 0042 西条市喜多川796 - 1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線205) 又は 東予地方局今治支局総務県民室総務県民防災グループ 〒794 - 8502 今治市旭町1 - 4 - 9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線201)	新居浜市、西条市、四国中央 市  今治市、上島町
南予地方局総務企画部総務県民課総務係 〒798 - 8511 宇和島市天神町7 - 1 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線209) 又は 南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ 〒796 - 0048 八幡浜市北浜1 - 3 - 37 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線210)	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町  八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1094

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第7条</b> 条例第9条に定める「人体に有害なガスの発生を伴う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、有毒ガスの試験研究等に従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所名</th> <th style="text-align: center;">業 務 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>消費生活センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>原子力センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所名</th> <th style="text-align: center;">業 務 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費生活センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>原子力センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略</p>	勤務箇所名	業 務 の 内 容	省略	省略	消費生活センター		<u>原子力センター</u>		省略		勤務箇所名	業 務 の 内 容	省略		消費生活センター		<u>原子力センター</u>		省略		<p>(産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第7条</b> 条例第9条に定める「人体に有害なガスの発生を伴う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、有毒ガスの試験研究等に従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所名</th> <th style="text-align: center;">業 務 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>消費生活センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所名</th> <th style="text-align: center;">業 務 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>消費生活センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略</p>	勤務箇所名	業 務 の 内 容	省略	省略	消費生活センター		_____		省略		勤務箇所名	業 務 の 内 容	省略	省略	消費生活センター		_____		省略	
勤務箇所名	業 務 の 内 容																																								
省略	省略																																								
消費生活センター																																									
<u>原子力センター</u>																																									
省略																																									
勤務箇所名	業 務 の 内 容																																								
省略																																									
消費生活センター																																									
<u>原子力センター</u>																																									
省略																																									
勤務箇所名	業 務 の 内 容																																								
省略	省略																																								
消費生活センター																																									
_____																																									
省略																																									
勤務箇所名	業 務 の 内 容																																								
省略	省略																																								
消費生活センター																																									
_____																																									
省略																																									

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p><b>別表第10</b>(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級区分</th> <th style="text-align: center;">部 局</th> <th style="text-align: center;">職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 消費生活センター所長 <u>原子力センター所長</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ~ 8 省略</p>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			6級	知事の事務部局	省略 消費生活センター所長 <u>原子力センター所長</u> 省略	省略		省略			<p><b>別表第10</b>(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級区分</th> <th style="text-align: center;">部 局</th> <th style="text-align: center;">職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 消費生活センター所長 _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ~ 8 省略</p>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			6級	知事の事務部局	省略 消費生活センター所長 _____ 省略	省略		省略		
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略																													
6級	知事の事務部局	省略 消費生活センター所長 <u>原子力センター所長</u> 省略																											
	省略																												
省略																													
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略																													
6級	知事の事務部局	省略 消費生活センター所長 _____ 省略																											
	省略																												
省略																													

(管理職手当に関する規則の一部改正)

**第3条** 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>別表第1</b> (第2条関係)			<b>別表第1</b> (第2条関係)		
部局	公 職	区分	部局	公 職	区分
知事の事務 部局	省略	4種	知事の事務 部局	省略	4種
	省略			省略	
	消費生活センター所長			消費生活センター所長	
	<u>原子力センター所長</u>				
	省略				
省略		省略			
備考 省略			備考 省略		

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

**第4条** 管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13-16)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表</b> (第2条、第3条関係)				<b>別表</b> (第2条、第3条関係)			
機 関		職		機 関		職	
省略				省略			
知事 部局	省略 出先 機関	省略		知事 部局	省略 出先 機関	省略	
		消費生活センター	省略			消費生活センター	省略
		<u>原子力センター</u>	所長 課長				
		省略				省略	
省略				省略			
備考 省略				備考 省略			

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会告示**

**○愛媛県人事委員会告示第4号**

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等(平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成22年10月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1の号別区分等	事業又は事務所	労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1の号別区分等	事業又は事務所
省略		省略	

12	省略 消防学校 原子力センター 省略
省略	

12	省略 消防学校 _____ 省略
省略	

正 誤

○正 誤

平成22年7月13日付け第2183号愛媛県告示第808号（保安林予定森林を変更する旨の通知）中

ページ	箇所	誤	正
524	右欄 上から11行目	イ 立木の伐採の限度	イ 立木の伐採の限度 並びに植栽の方法・期間及び樹種